

第 384 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 3 月 9 日 14 時 00 分 ~ 16 時 05 分
令和 5 年 3 月 10 日 9 時 30 分 ~ 10 時 20 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 5 年 3 月 1 日
4. 告示年月日 令和 5 年 3 月 1 日
5. 出席者
(委 員) 水主川 澄男、二宮 昌彦、船津 博也、水主川 澄男、
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄
(事務局) 森川事務局長、永井事務局次長、大崎係長
(県) 漁業振興課 漁業調整班 西村主任技師
対馬振興局 水産課 中村主事
6. 欠席者 植木 忠勝、豊田 功己
7. 傍聴者 なし
8. 議題
第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)
第 2 号議案 対馬海区漁場計画 (案) について (諮問)
第 3 号議案 漁業法第 73 条 第 2 項 第 2 号に基づく免許の審査基準 (案)
について (協議)
第 4 号議案 長崎県資源管理指針の変更について
第 5 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)
第 6 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に
ついて (諮問)
第 7 号議案 長崎県資源管理方針別紙 1 - 1 第 4 及び 同別紙 1 - 2
第 4 の別に定める「くろまぐる」の変更について (協議)
第 8 号議案 対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請に
ついて
9. その他
10. 議事

1 日目 (令和 5 年 3 月 9 日)

(14 時 00 分 開始)

- | | |
|-----|--|
| 事務局 | ただ今より、第 384 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。 |
| 会 長 | (会長挨拶) |
| 会 長 | それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。 |
| 事務局 | 本日は、植木委員、豊田委員から欠席の連絡があっておりますが、定員 10 名中、8 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。 |

事務局 また本日は、第2号議案、第3号議案において説明をするため漁業振興課から、第1号議案において説明をするため、対馬振興局水産課から担当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。
漁業振興課漁業調整班 西村主任技師でございます。対馬振興局水産課中村主事でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「二宮委員」と「神田委員」にお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) 第2号議案 対馬海区漁場計画(案)について(諮問) 第3号議案 漁業法第73条第2項第2号に基づく免許の審査基準(案)について(協議) 第4号議案 長崎県資源管理指針の変更について、第5号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) 第6号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問) 第7号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議) 第8号議案 対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請について、その他となっております。

会 長 それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文が3件きておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。
(諮問文朗読3件)
なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。
(局水産課より概要説明)

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

阿比留委員 対馬ではもじゃこ許可は出ているのですか。

事務局 対馬では、もじゃこの許可は出ていません。今回の諮問については、もじゃこの許可が全海区を対象とした許可であるので、他地区の許可希望があった場合も全海区で諮問する必要があるということになっております。

会 長 他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」は、諮問原案のとおり公示することに、ご異議ございませんか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。
続きまして、引き続き、第2号議案「対馬海区漁場計画(案)について(諮問)」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。
まず、資料10ページをご覧ください。
(諮問文朗読)
なお、内容については、まず漁業振興課から、漁業法改正後の漁業権の概要について説明したのちに、漁場計画(案)について事務局より説明します。
(漁業振興課より概要説明)
(事務局より概要説明)

会 長 公聴会の開催時刻になりましたので、ここで委員会を休会し、公聴会を開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、委員会を休会します。

(委員会休会 14時30分)

(公聴会開会 14時30分)

(事務局より引き続き概要説明)

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

事務局 116ページの1800号。これはくろまぐろ小割式養殖業になってますよね。
A3の図面の15ページの1800号は魚類小割式となっている

阿比留委員 申し訳ありません。別紙資料 - 3が正でありますので、図面の記載をくろまぐろ小割式養殖業に訂正をお願いいたします。

(委員会休会 15時30分)

(公聴会再開 15時30分)

会 長 時間となりましたので委員会を休会し公聴会を再開します。
公示してありました公聴会の終了時刻となりましたので、これにて公聴会を終了します。

委員会再開

(委員会再開 15時30分)

会 長	それでは委員会を再開します。
神田委員	定置漁業権で既存は 13 が新規では 14 になっている。一つ増えたのはどこか。
事務局	増えたところは図面の 2 ページの峰町東部漁協関係の部分の対定第 4 号が増えた分でございます。
神田委員	分かりました
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 2 号議案「対馬海区漁場計画(案)について(諮問)」は、諮問原案のとおり計画して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議ないようですので、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。
会 長	続きまして、第 3 号議案 「漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に基づく免許の審査基準(案)について(協議)」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。 まず、資料 16 ページをご覧ください。 (諮問文朗読) なお、内容については、漁業振興課より説明します。 (概要説明)
会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	ありません
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 3 号議案「漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に基づく免許の審査基準(案)について(協議)」については、原案のとおりとして差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議ないようですので、第 3 号議案については、原案どおりととして差し支えない旨、回答することに決定します。

会 長 続きます、第4号議案 「長崎県資源管理指針の変更について」を上程
します。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます、その
後説明いたします。
まず、資料23ページをご覧ください。
(諮問文朗読)
(事務局から概要説明)

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第4号議案「長崎県資源管理指針の変更につ
いて」は、原案のとおり変更して差し支えない旨、回答することに、ご異議
ございませんか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第4号議案は原案どおり変更して差し支えない
旨、回答することに決定します。

会 長 議事の途中ですが、本日の委員会はこれにて終了したいと思います、ご
異議ございませんか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議等ないようですので、本日の委員会はこれにて終了いたします。
なお、明日は9時30分より第5号議案から委員会を再開しますのでよろし
くお願いします。

長時間お疲れさまでした。

(1日目：16時05分 終了)

2日目（令和5年3月10日）

（9時30分 開始）

会 長

おはようございます。
ただいまより委員会を再開いたします。
本日の出席者を事務局より報告願います。

事務局

本日は、植木委員、豊田委員から欠席の連絡がっておりますが、定員10名中、8名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

会 長

それでは審議を始めます
第5号議案から第6号議案については、関連する議案ですので、一括して上程し、その後、個別に審議することとします。
事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後資料に基づき説明いたします。資料67ページの諮問文等をご覧ください。

（諮問文（第5号議案）、諮問文（第6号議案）朗読）

（事務局から概要説明）

会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

阿比留委員

青森県の大型魚が令和5年度は506.3トンに増えている。違反をしているわけですね。約98トンというのを。それなのに増やすこと自体おかしいと思う。そういうことを言ってもらいたいと思います。違反しているのに増やすこと自体おかしいと思う。

事務局

ご意見については、漁業振興課にお伝えします。

阿比留委員

新聞でも約98トンというのが公表されているので、そこを強く言ってもらいたい。

会 長

他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第5号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。

委 員

異議なし

会 長

ご異議ないようですので、第5号議案については、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 引き続き、第 6 号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第 6 号議案については、原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、第 7 号議案「長崎県資源管理方針別紙 1 - 1 第 4 及び同別紙 1 - 2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から協議文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後資料に基づき説明いたします。資料の 183 ページをご覧ください。
(協議文朗読、事務局から概要説明)

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第 7 号議案「長崎県資源管理方針別紙 1 - 1 第 4 及び同別紙 1 - 2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」は、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第 7 号議案については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定します。続きまして、第 8 号議案「対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 対馬海域アマダイ資源回復計画作成協議会から要請書がきておりますので朗読させていただきまして、その後、資料に基づき説明いたします。資料 201 ページの要請書をご覧ください。
(要請文朗読)(事務局から概要説明)

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。

会 長 | ご意見等ないようですので、第 8 号議案「対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請について」は、指示原案どおり対馬海区漁業調整委員会指示を発動することにご異議ございませんか。

委 員 | 異議なし

会 長 | ご異議ないようですので、第 8 号議案については、指示原案により、委員会指示を発動することに決定します。

会 長 | 以上で本日の議題は終了しました。
続きまして、「その他」といたします。
その他（ 1 ）「令和 4 管理年度における まさば及び ごまさば の知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局の説明を求めます。

事務局 | （事務局から概要説明）

会 長 | 事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 | 委員の皆様、県から何かございませんか。

委 員 | ありません

会 長 | それでは、以上をもちまして、第 384 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。2 日間にわたる長時間のご審議ありがとうございました。

（ 10 時 20 分 終了 ）